様式第１６号(第5条関係)

印紙

印刷及び製本に関する業務委託契約書

１　件　　名

　２　契約番号　　　　第　　　　　　　　　　　号

　３　納入場所　　　　指定のとおり

　４　納入期間　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

　５　仕　　様　　　　別紙仕様書のとおり

　６　契約金額　　　　金　 　　　　　　　　　円

　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　　　　　　　　　　円

　７　契約保証金　　　金　　　　　　　　　　　　円

この契約を締結するため、この契約書を２通作成し、発注者及び受注者が両名記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

（本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の電子署名又はその合意を証する者の電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。）

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　（発注者）　住所　奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　 黒滝村

黒滝村長 　　　　　　　　 　（印）

　　　　　　　　　　　　（受注者）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（印）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の仕様書、図面及び明細書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、印刷及び製本業務等（以下「業務」という。）の契約を履行しなければならない。

２　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

３　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

４　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

５　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

６この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

７この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（納入期限）

第２条　受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、成果品を発注者に納入しなければならない。

２　受注者は、成果品を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出しなければならない。

（法令上の責任）

第３条　受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第５条　受注者は、当該契約を履行するに当たり、知り得た情報や秘密及び発注者から引き渡された個人情報をはじめとするすべての情報や関係資料(以下「業務情報」という。)について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。また、受注者は、その使用人に対し、当該秘密の保持に必要な一切の措置を講じなければならない。使用人との雇用関係が終了した後においても同様とする。

２　受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　業務情報を発注者が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。

(2)　発注者の許可なく業務情報の複写又は複製をしないこと。

(3)　発注者の許可なく業務情報を発注者の指定する場所以外へ持ち出さないこと。

(4)　業務の実施又は管理に関して業務情報に事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること。

(5)　業務が完了したときは、直ちに業務情報を発注者に返還すること。また、業務情報の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製に係る情報を消去すること。

(6)　受注者は、業務情報の移送、保管、処理の各段階において、業務情報の保護及び厳重な管理が行われるように万全を期すとともに、業務情報の漏えい、紛失、き損その他の事故が発生しないように対策を講じなければならない。

(7)　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、この法律の内容を委託業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

３　他の条文で定めるもののほか、受注者が秘密又は個人情報を漏洩等したことにより、発注者が第三者に対して損害賠償を支払わなければならなくなったときは、受注者はその額を補償しなければならない。

　（再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者の許可を受けたときはこの限りでない。この場合において、受注者は、再委託先等と守秘義務、管理責任、事故発生時の報告、業務情報の返却等について、本契約の内容と同様の契約等を取り交わさなければならない。

（契約内容の変更）

第７条　発注者は、契約締結後の事情により必要が生じたときは、契約内容を変更することができる。この場合において、発注者は、納入期限及び契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　発注者は、前項の規定により、業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（納入期限の延長）

第９条　受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限内に、成果品を納入することができないときは、遅滞なく、その理由及び延長日数等を記載した文書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

（損害負担）

第10条　受注者は、委託業務の履行に関し発注者に損害を与えたとき又は契約不適合により発注者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

２　前項の損害とは、業務を履行するにあたっての直接的な損害をはじめ、受注者の責任に帰する事故、過失、犯罪等によって発注者が第三者に対して支払わなければならない損害賠償等一切を含むものとする。

３　発注者が物品の引渡しを受ける前に生じた成果品の亡失やき損等は、すべて受注者が負担するものとする。

（検査及び引渡し等）

第11条　発注者は、第２条の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から10日以内に、受注者の立会いの上で検査を行わなければならない。

２　検査の結果、成果品に不良品があるときは、受注者は、当該不良成果品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに仕様書どおりの完全な成果品を納入しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、発注者は、成果品の引渡しを受け、受領書を受注者に交付するものとする。

４　検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した成果品の損失は、受注者の負担とする。

（契約金額の支払）

第12条　受注者は、発注者が前条第３項の成果品の引渡しを受けた後、発注者の指示する手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に契約金額を支払わなければならない。

３　発注者の責めに帰する事由により前項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約における利率を乗じて計算した額（計算して求めた総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第13条　発注者は、成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（１）追完が不能であるとき。

（２）受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（事故発生時の報告等）

第14条　受注者は、委託業務の処理に当たって事故が発生した場合には、業務情報の破損､損傷及び漏えいの防止並びに復旧について適切な措置を講じるととともに直ちに発注者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

２　前項の場合において、受注者は、事故発生の原因、委託業務処理への影響、損害額及び再発防止策等を記載した事故発生報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。

３　発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（業務情報の返却等）

第15条　受注者は、第11条の規定による発注者の検査を受け成果品が本契約に適合すると認められたとき又は本契約を解除したときは、業務の処理に当たって発注者から引き渡された業務情報をはじめとするすべてのものを発注者に返却しなければならない。

２　受注者は、業務の処理に当たって、発注者から引き渡された業務情報の複製、複写物(以下「複製等」という。)を作成し、保有しているときは、直ちにこれらを発注者に引き渡し、又は確実に廃棄し、削除しなければならない。この場合において、受注者は当該複製等を作成するのに要した費用又はその対価を請求することはできない。

（発注者の任意解除権）

第16条　発注者は、契約の履行が終了するまでの間、次条、第18条、第19条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、次条、第18条、第19条又は第20条の規定により、発注者がこの契約を解除した場合はこの限りでない。

３　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第17条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）正当な理由なく、第11条第2項の期間内に納入、又は第13条第１項の追完がなされないとき。

（３）受注者が契約の履行にあたり、発注者の職務の執行を妨げたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第4条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

（２）この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

（８）第22条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（暴力団排除に係る解除）

第19条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは､直ちにこの契約を解除することができる。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方が第1号から第５号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）受注者が、第１号から第５号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第６号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（談合等による解除）

第20条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条及び第８条の２の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第７条の２第１項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治４０年法律第４５号)第９６条の６又は第１９８条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　第17条各号、第18条各号、第19条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第17条から前条までの規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第22条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

３　受注者は、第１項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、その損害が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第24条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって賠償額に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴することができる。

（１）納入期限内に成果品を納入することができないとき。

（２）この成果品に契約不適合があるとき。

（３）第17条、第18条、第19条、第20条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第１項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

３　第１項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額（単価契約の場合は契約金額に仕様書に定める予定数量を乗じて得た額）に対し、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額とする。ただし、その金額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

4　第１項第2号、第3号又は第4項に該当する場合の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（違約金）

第25条　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。

（１）第17条、第18条、第19条、第20条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

3　第１項各号に定める場合（前項の規定により第1項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

4　受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の契約金請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

（損害賠償の予定）

第26条　受注者は、第20条に該当するときは、物品の納品の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額（単価契約の場合は契約金額に仕様書に定める予定数量を乗じて得た額）の10分の2に相当する額以上の額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって損害賠償金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。ただし、同条第1項第１号、第２号又は第３号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日付け公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につきなお請求することを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（契約不適合責任期間等）

第27条　発注者は、引き渡した物品に関し、第11条第3項の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第28条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（黒滝村契約規則等の遵守）

第29条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、黒滝村契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

（規定外の事項）

第30条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。